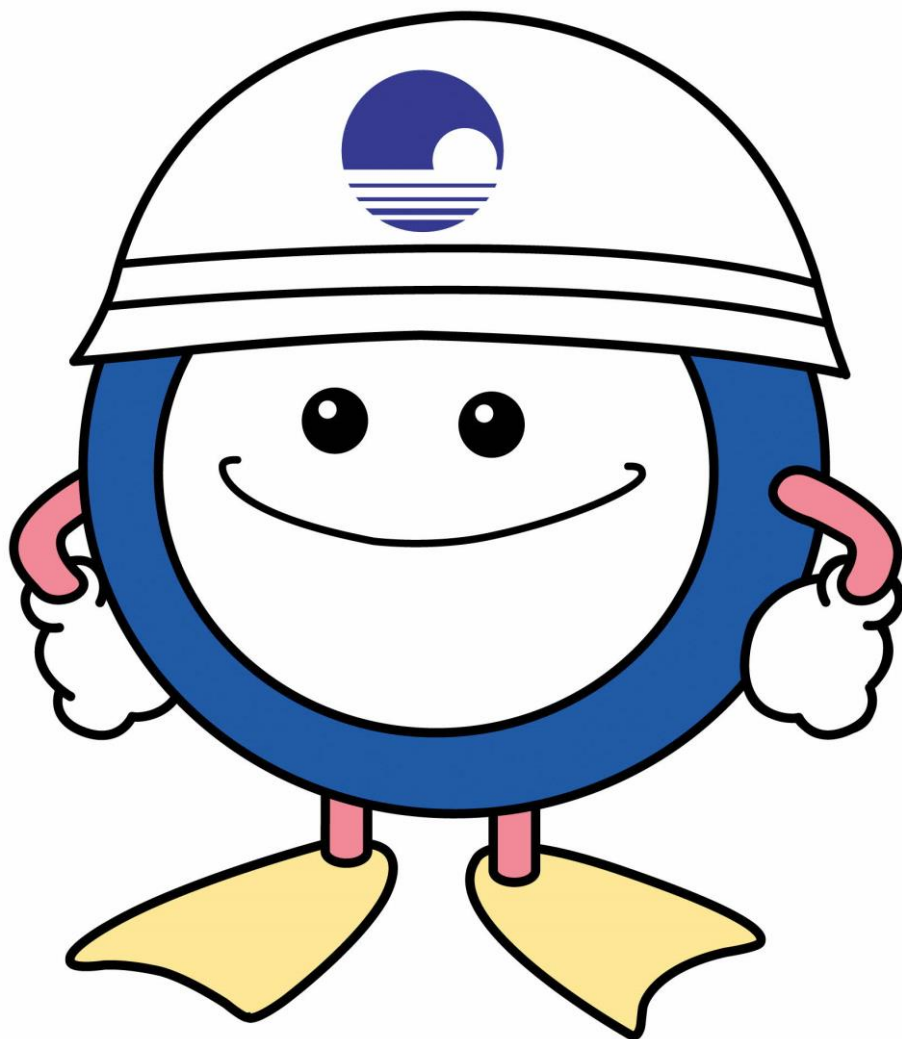


壬生町の下水道



下水道マスコットキャラクター
「スイスイ」

壬生町建設部下水道課

<目 次>

1	下水道の種類	・・・	P	1
2	下水道の役割	・・・	P	4
3	壬生町下水道について	・・・	P	5
	壬生町公共下水道計画図（汚水）	・・・	P	5
	壬生町公共下水道事業概要	・・・	P	6
	壬生町農業集落排水事業整備状況	・・・	P	7
4	下水道接続の手続きについて	・・・	P	9
5	下水道の正しい使い方について	・・・	P	11
6	下水道使用料について	・・・	P	13
7	下水道受益者負担金制度について	・・・	P	14
8	農業集落排水処理施設使用料について	・・・	P	16
9	浄化槽について	・・・	P	17

資料：壬生町下水道排水設備指定工事店一覧表

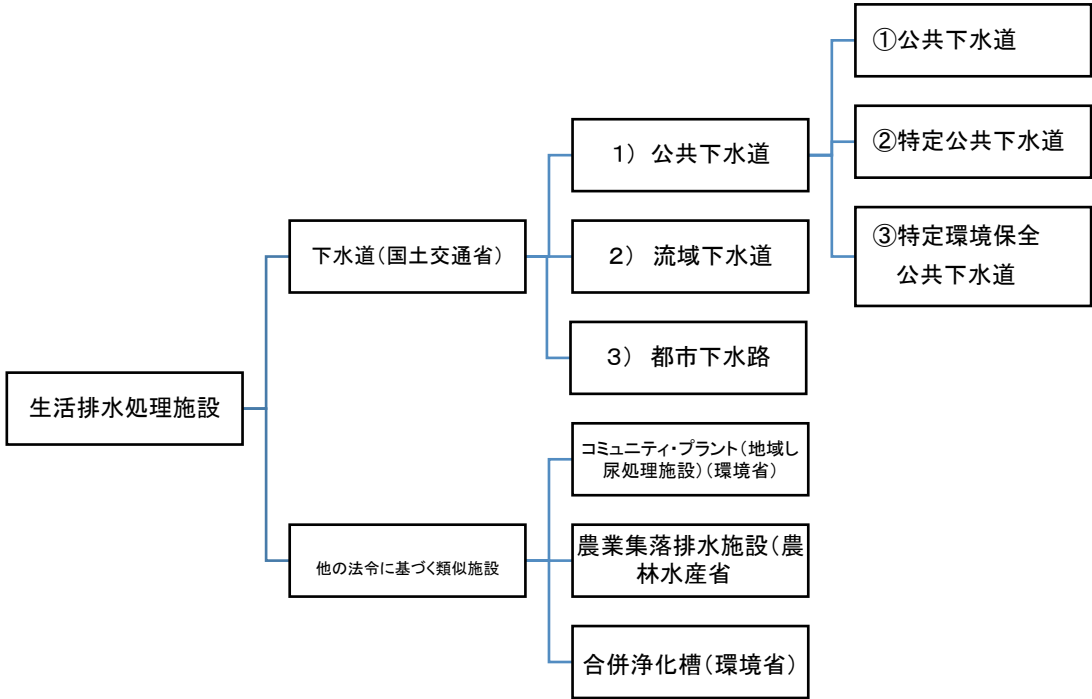
1 下水道の種類

下水道の種類は、下水道法で定める下水道と、下水道の類似施設とに大きく分かれています。

下水道法で定める下水道は『下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設（かんがい排水施設を除く）、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設（し尿浄化槽を除く。）又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設、貯留施設その他の施設の総体をいう』と定義されています。（第2条第2号）

下水道として整備を図るものとしては、同法第2条第3号に規定する「公共下水道」及び同条第4号に規定する「流域下水道」及び同条第5号に規定する『都市下水路』の3種類の下水道があります。

下水道法上の下水道と同様に汚水を処理する類似施設としては、農村地域等の生活環境改善を図ることを目的とし、簡易な処理施設を持つ「農業集落排水施設」のほか、「コミュニティ・プラント（地域し尿処理）」、「合併処理浄化槽」があります。



○下水道法上の下水道

1) 公共下水道

①公共下水道

公共下水道とは、主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体（原則として市町村）が管理する下水道で、終末処理場を有するもの（単独公共下水道）又は流域下水道に接続するもの（流域関連公共下水道）であり、かつ汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいいます。

②特定公共下水道

特定公共下水道とは、公共下水道のうち特定の事業者の事業活動に主として利用され、当該下水道の計画汚水量のうち、事業者の事業活動に起因し、又は付随する計画汚水量が概ね 2/3 以上を占めるものをいいます。

なお、栃木県においては、特定公共下水道の実施例はありません。

③特定環境保全公共下水道

特定環境保全公共下水道とは、公共下水道のうち市街化区域以外の区域に設置されるもので、自然公園区域内の水質保全を目的に施工されるもの（自然保護下水道）、生活環境の改善を図る必要がある区域において施工されるもの（農山漁村下水道）及び処理対象人口が概ね 1,000 人未満で水質保全上特に必要な地区において施工されるもの（簡易な公共下水道）をいいます。

2) 流域下水道

流域下水道とは、2以上の市町村の区域における下水を排除するもので終末処理場を有するもの、あるいは、2以上の市町村の区域における雨水を排除するもので雨水の流量を調整するための施設を有するものをいいます。流域下水道の事業主体は原則として都道府県であり、幹線管渠、ポンプ場、終末処理場等を建設、管理しています。

なお、流域下水道に接続する市町村の下水道は流域関連公共下水道と称され、当該市町村は各家庭との接続等の面整備工事を行います。

3) 都市下水路

都市下水路とは、主として市街地における下水（主に雨水）を排除するために地方公共団体が管理している下水道（公共下水道及び流域下水道を除く）で、その規模が政令で定める規模（管渠の内径又は内のり幅が 500 mm かつ地形上当該下水道により雨水を排除することができる地域の面積が 10ha のもの）以上のものであり、かつ当該地方公共団体が指定したものをいいます。

○下水道類似施設

①コミュニティ・プラント（地域し尿処理）

廃棄物処理法の「一般廃棄物処理計画」に従い、市町村が設置する小規模な下水処理施設のことをいいます。公共下水道と同様に、埋設された排水管によって集められたトイレと生活雑排水を合わせて処理する施設ですが、法律上の位置づけは、し尿処理施設になります。

②農業集落排水施設

農業集落排水施設は、農林水産省所管の農村整備事業の中で設置されるものであり、農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設の整備によって、農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図るものです。

③合併処理浄化槽

合併処理浄化槽は、下水道事業計画区域外、また区域内であっても下水道管への接続までに年数がかかる地域で設置され、家庭から排出されるし尿だけでなく、台所・洗面所・風呂場等から出る生活雑排水などの汚水も処理します。

浄化槽は、下水処理場同様、微生物の活動を利用して汚濁物質を除去しますが、微生物の活動に必要な酸素の供給、発生汚泥の処分などの維持管理が必要です。

2 下水道の役割

○ 生活環境の改善

私たちが家庭で使って汚れた水（汚水）は、家の下にある排水管を通して下水道管に流れていき、下水処理場に運ばれていきます。汚水をすみやかに排除してくれる下水道。下水道が整備されることで汚水が直接街に流れなくなるため、街が清潔に保たれ、ハエ・蚊等の害虫や悪臭の発生を防ぐことができ、快適な生活環境を確保できます。

○ 浸水の防除

都市に降った雨水を、道路側溝等を通じて下水管へ流入させ速やかに排水することにより、浸水から街を守ります。

○ 水質の保全

家庭や工場から排出される汚水を処理場で浄化し、河川等に放流することにより水質の保全を図ります。

○ 下水道資源の有効利用

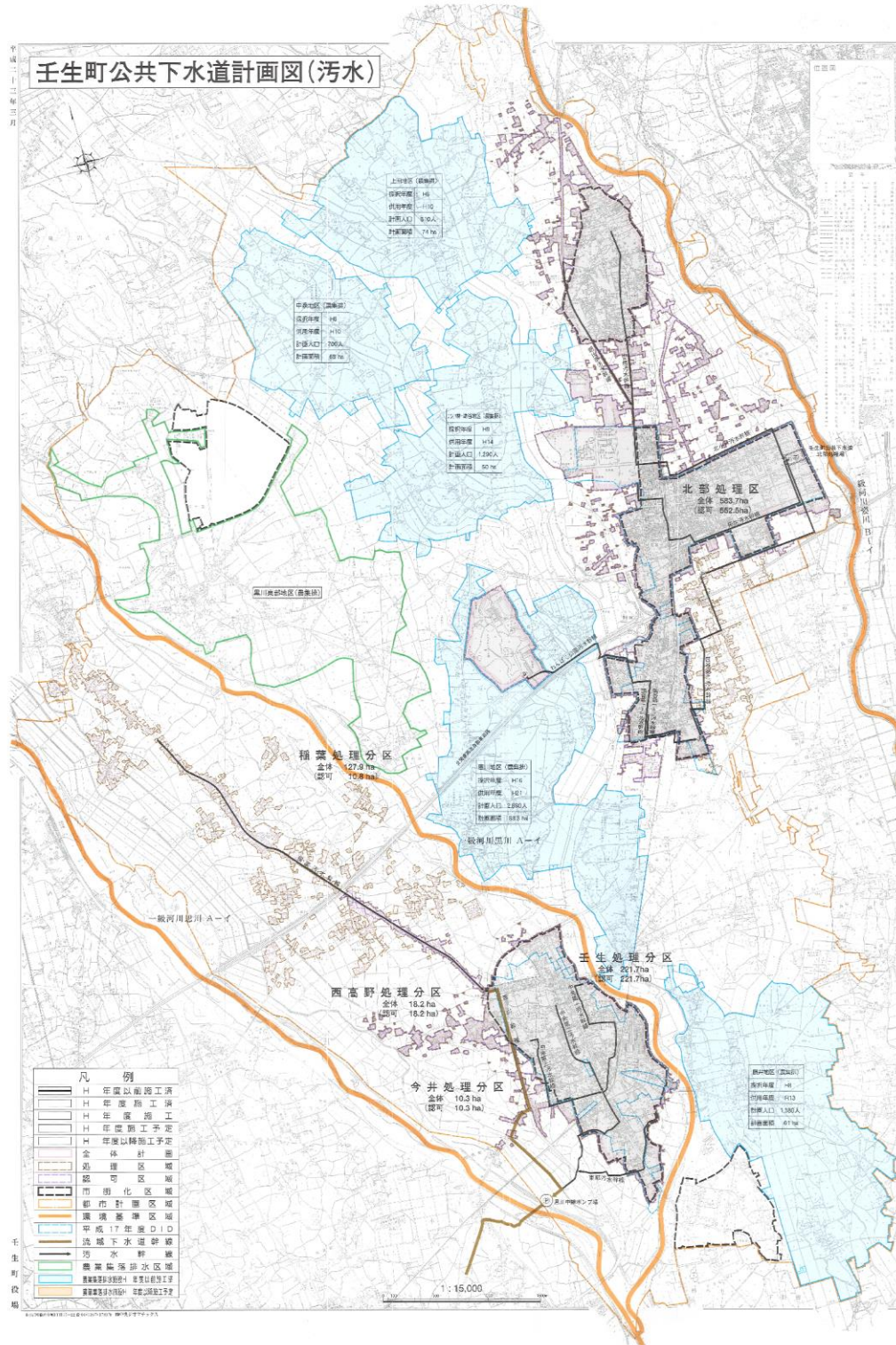
下水道は、水、汚泥、熱等の多くの利用可能な資源・エネルギーを有しているため、循環型社会の実現に向けて、その有効利用を図ります。

（下水道法第一条：目的）

この法律は、流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。



3 壬生町の下水道について



○ 壬生町公共下水道事業概要（令和3年3月31日現在）

		処理区		
		壬生	北部	全体
供用開始		昭和63年3月	昭和43年5月	
全体計画	年次	平成38年度		
	面積	362.6	608.6	971.2 ha
	人口	11,720	19,500	31,220 人
事業計画	年次	平成35年度	平成35年度	
	面積	277.8	575.6	853.4 ha
	人口	10,230	18,460	28,690 人
整備面積		255.9	523.8	779.7 ha
整備戸数		3,894	8,124	12,018 戸
整備人口		9,622	18,588	28,210人
普及率		行政人口	38,985 人	72.4 %
水洗化戸数		3,623	7,785	11,408 戸
水洗化人口		8,989	17,820	26,809 人
水洗化率		93.4	95.9	95.0 %

○ 壬生町農業集落排水事業整備状況（令和3年3月31現在）

地区名	上田	中泉	藤井	北小林・助谷	恵川	黒川東部	
採択年度	平成6年度	平成6年度	平成8年度	平成9年度	平成16年度	平成23年度	
着工年度	平成6年度	平成6年度	平成8年度	平成9年度	平成16年度	平成23年度	
完了年度	平成10年度	平成10年度	平成13年度	平成14年度	平成21年度	平成29年度	
計画面積	74ha	68ha	61ha	50ha	83.3ha	41.7ha	
計画人口	810人	700人	1,380人	1,290人	2,890人	1,390人	
1日平均流入量	219m ³ /日	189m ³ /日	373m ³ /日	349m ³ /日	781m ³ /日	376m ³ /日	
処理方式	JARUS-XI型 回分式活性汚泥方式	JARUS-III型 流入調整・嫌気ろ床及びばっ気の組み合わせ方式	JARUS-XIV型 連続流入間欠ばっ気方式	JARUS-XIV型 連続流入間欠ばっ気方式	JARUS-XIV型 連続流入間欠ばっ気方式	JARUS-XIVR型 最初沈殿槽を前置きした連続流入間欠ばっ気方式	
処理場床面積	227.37m ²	153.27m ²	306.09m ²	198.53m ²	77.40m ²	98.00m ²	
処理場敷地面積	1,380.18m ²	1,031.53m ²	1,652.27m ²	2,930.29m ²	2,157m ²	2,014m ²	
管路延長	13,847m	13,644m	19,285m	20,547m	28,800m	27,090m	
マンホールポンプ場	5箇所	1箇所	3箇所	7箇所	17箇所	10箇所	
供用開始年月日	H10.7.1	H10.7.1	H13.12.1	H14.11.1	H21.4.1	H29.4.1	左の計
供用可能人口(A)	624人	513人	1,155人	798人	2,407人	1,152人	6,649人
定住供用可能人口(a)	587人	475人	901人	784人	1,444人	1,059人	5,250人
接続人口(B)	583人	484人	1,009人	708人	1,847人	610人	5,241人
定住接続人口(b)	552人	443人	783人	694人	966人	576人	4,014人
接続率(B/A)	93.43%	94.35%	87.36%	88.72%	76.73%	52.95%	78.82%
定住接続率(b/a)	94.04%	93.26%	86.90%	88.52%	66.90%	54.39%	76.46%
使用世帯数(C)	185	149	273	232	355	175	1,369
定住使用世帯数(c)	175	143	249	225	327	166	1,285
総事業費(単独事業費含)	1,580,777千円	1,534,689千円	2,004,900千円	1,843,001千円	2,088,591千円	2,372,767千円	
1戸当り事業費	7,903.8千円	9,775.1千円	6,304.7千円	7,034.3千円	4,047.6千円	6,163千円	
受益者分担金	300,000円 (395,194円)	300,000円 (488,751円)	300,000円 (315,235円)	300,000円 (351,717円)	202,000円 (202,383円)	300,000円 (308,152円)	
供用開始時戸数	200戸	157戸	318戸	262戸	516戸	385戸	

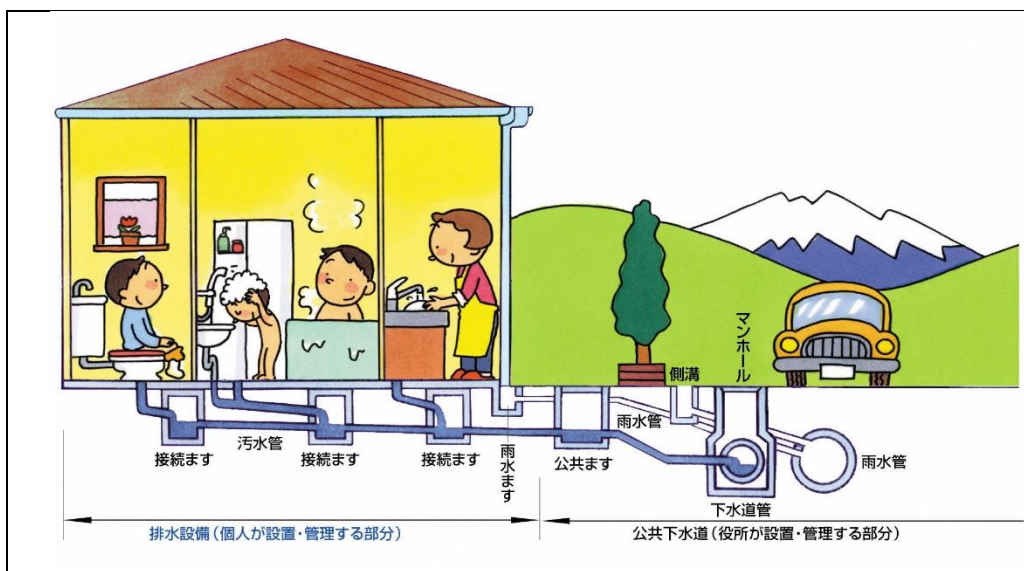
○壬生町の下水道は「分流式」です。下水道に雨水管を接続してはいけません。

壬生町の下水道は、家庭などからの汚水（トイレ、台所、風呂、洗濯機などの排水）と雨水を別々に流す「分流式下水道」です。下水道に流すことができるのは汚水のみで、家の屋根や庭に降った雨水、外流しからの水は、宅地内で雨水貯留浸透施設（雨水浸透ます等）を設置して処理しなければなりません。

分流式下水道は雨水が流入しない構造になっているため、下水処理場に流入する汚水量は天候に左右されません。しかし、実際は雨天時に流入する汚水量は晴天時に比べ増加しています。

雨天時に流入汚水量が増える不明水の原因として、道路に埋設されている下水道管が老朽化してできたヒビやすき間、マンホール蓋の破損などが考えられますが、そのほかに、家の屋根や庭に降った雨水を汚水管に接続してしまう誤接続があります。

不明水が発生しますと、下水道処理施設の処理能力を超えた水量が流入して施設への負担が大きくなり処理が不安定となることから、水環境が悪化してしまい、下水処理費用もその分増加してしまいます。ご自宅の下水を流している排水設備に破損がないかどうか確認してください。



4 下水道接続の手続きについて

○ 早期に下水道への接続をお願いします

下水道は、快適な生活空間を創造するだけでなく、河川等の水質保全のためにはなくてはならない施設です。下水道（污水管）が完成しますと、供用（使用）開始日、処理区域などが公示され、公示された区域内の家庭、工事などでは汚水を下水道に流すことができるようになります。

下水道へ接続すると、悪臭や害虫の発生を抑え、生活環境がよくなります。また、側溝や河川がきれいになり、自然環境を守ることもつながります。しかし、下水道が整備されても、家庭の排水を下水道につなぐ工事をしなければ、無意味となってしまいます。

公共下水道が整備された地域では、下水道法により、浄化槽を使用している場合などは遅滞なく、くみ取り式トイレは3年以内に水洗トイレに改造し、公共下水道に接続することが義務付けられています。

下水道の役割をご理解いただき、清潔で住みよい町にするため、下水道への早期接続をお願いします。



下水道排水設備指定工事店は、専属の排水工事責任者をおき、基準にあった排水設備工事を施工することができる工事店として、町が指定した工事店です。

下水道に接続するときには、町が指定した業者（下水道排水設備指定工事店）でなければ行うことができません。排水設備工事の申込みは、直接下水道排水設備指定工事店へお願いします。指定工事店によっても工事費等は異なります。複数の工事店から見積書を取り、排水管やますの位置などの工事内容や費用、期間、アフターサービスなどを十分に比較検討し決定してください。（見積りだけでなく無料かどうかも確認してください。）

○ **排水設備工事を行う際には、町への届出が必要です。**

下水道がきちんと機能し、汚水が処理できるよう、町では条例に基づき、法令の基準に適合した排水設備工事が行われ、適切に排水が行われているかどうか、排水設備を検査しています。そのため、排水設備の新設・増設及び既存配管・施設を変更する工事を行う際には、条例により、町への届出が必要となります。無届のまま工事を行いますと、適正な施工か確認するための町の検査が受けられず、また施主と工事業者に対して罰則が科せられます。無届工事とならないように、忘れずに届出をするようにお願いします。

- 1 「排水設備新設等確認申請書」を着手7日前までに町へ提出します。(指定工事店が代行)
※業者から町への手続きが遅れてトラブルにならないよう、業者への注意喚起をしてください。
- 2 町は施工方法や排水設備の構造等を審査し、適正なものについては「排水設備等計画確認書」を交付します。(確認を受けたあとでなければ、工事に着手できません。)
- 3 指定工事店は、「計画確認書」を受け取った後(3ヶ月以内)に工事に着手します。
なお、工事に着手しようとするときは、「排水設備等工事着手届」を提出します。
- 4 工事完了後、5日以内に「排水設備等工事完了届」と「公共下水道使用開始届」を町に提出します。(指定工事店が代行)
- 5 町は指定工事店立合いのもと完了検査を行い、合格すると「排水設備等検査済証」と「排水設備番号標(シール)」を交付しますので、排水設備番号標を玄関等に貼ります。
※工事完了後、業者から完了届や使用開始届が提出されず、トラブルになることがあります。業者への注意喚起をしてください。

5 下水道の正しい使い方について

○油類を流さない



排水口に油を流すと、油が冷えて固まってしまい排水管や下水道管がつまってしまいます。料理で使った油は新聞紙や古い布で吸い取り、燃えるごみへ。

○野菜くずや食べ残しを流さない

野菜くずや食べ残しを流すと排水管や下水道管がつまる原因になります。水気をよく切って燃えるごみとして出すようにしましょう。

○ビニール片や割りばし・つまようじを流さない

ビニール片や割りばし・つまようじを流すと、排水管の中に引っかかり、つまるの原因になります。これらはごみとして捨てましょう。

○薬品類を流さない

薬品類を下水道管に流すと、下水道管が変形したり溶けたりして水漏れの原因になります。廃棄方法を確認し、適切な方法で処分してください。



○髪の毛を流さない



髪の毛を排水口に流すと、排水管や下水道管のつなぎ目に引っかかったり、他の汚物と絡まったりして詰まりやすくなります。排水口には目皿などを置くようにし、髪の毛が流れないように注意しましょう。

○熱湯を流さない

排水管には高温に弱い材質が使われている場合があるので、熱湯を下水道管に流すと下水道管が変形する可能性があります。熱湯は冷ましてから流しましょう。



○落ち葉を排水溝に捨てない



雨水が流れる排水溝に落ち葉やごみを捨てると、雨水が流れにくくなってしまいます。

大雨の時に雨水が排水溝からあふれてしまう危険があるので、落ち葉は排水溝には流さないようにしましょう。

6 下水道使用料について

家庭や事業所などから排出される汚水は、処理場で処理し浄化します。この汚水をきれいにするためには、水処理センターの運転、下水道管の清掃、修理など下水道施設の維持管理に、多くの経費を必要とします。「下水道使用料」は、これらの経費の一部を利用するみなさんに負担していただくものです。1ヶ月あたりの下水道使用料は、次のとおりです。

下水道使用料単価表（1ヶ月・税込）

用途区分	基本金額（1月につき）		超過料金	
	汚水量	金額	汚水量	1 m ³ につき
一般汚水	10 m ³ まで	1,386 円	10 m ³ を超え 40 m ³ まで	138 円 60 銭
			40 m ³ を超え 100 m ³ まで	149 円 60 銭
			100 m ³ を超え 200 m ³ まで	161 円 70 銭
			200 m ³ を超えるもの	172 円 70 銭
臨時用	1 m ³ につき 172 円 70 銭			

水道料金・下水道使用料 料金表（一般用・2ヶ月当たり・税込）

水量（m ³ ）	水道料金		下水道使用料	
0	基本料金	1,672 円	基本料金	2,772 円
1 から 20 まで	従量料金 (1 m ³ 当り)	62 円 70 銭	超過料金 (1 m ³ 当り)	138 円 60 銭 149 円 60 銭 161 円 70 銭 172 円 70 銭
21 から 80 まで		158 円 40 銭		
81 から 200 まで		163 円 90 銭		
201 から 400 まで		169 円 40 銭		
401 から 1,000 まで		174 円 90 銭		
1,000 以上		180 円 40 銭		

※下水道の使用料は、水道料金と併せて、2ヶ月分をまとめて隔月徴収させていただきます。

汚水量の量り方

(1) 水道水を使用している場合

水道水の使用水量を汚水の排出量として算定します。

(2) 地下水のみを使用している場合

1人につき1ヶ月6 m³で算定します。

(3) 水道水と地下水を併用して使用している場合

(2) で算出した使用水量の3分の2に水道使用水量を加算した量

7 下水道受益者負担金制度について

公共下水道の整備は、下水道法に基づき都市計画事業として行われ、その費用は、国補助金、起債（町の借金）、税金などによって賄われています。

下水道が整備されると、快適な住環境をつくり、土地利用を増進するなど、いろいろな利益を与えてくれます。しかし、公共下水道が整備される区域は、町全体のうちの一部の地域に限られ、大半の地域では下水道が利用できません。

このような点から、全町民から納められた税金を、特定の地域で行われる下水道の建築費に充てることは不公平となってしまいます。

そこで、下水道が整備された区域の方々に、下水道建築費の一部を負担していただくものです。ご家庭への接続の有無にかかわらず、公共ますを設置しますと、賦課の対象となります。（詳細は下水道課までお問合せ下さい。）

1 受益者

- 下水道の整備される地域内に土地を所有する方
- 上記の土地に地上権、使用貸借権、質権等の権利を有する方

2 負担金額

- 市街化区域・・・1㎡あたり 300 円
- 市街化調整区域・・・排水設備 1 件につき 360,000 円

3 徴収猶予

土地（受益地）の状況により、受益者負担金の徴収を猶予することができます。

対象となるのは、下水道整備区域内の係争地または田、畑、山林、原野、雑種地（宅地の一部と認められるものを除く）で、公共ますの有無にかかわらず、宅地に変換されるまでの期間が猶予されますが、3年ごとに猶予の更新を行います。

ただし、宅地変換等により猶予の理由が消滅した場合は、受益者負担金が徴収されます。猶予取消の場合は、全額一括納付になります。

4 受益者の変更

賦課公告の日後に受益者の変更があった場合、新しい土地所有者に従前の受益者の地位を継承していただくことになります。

受益者負担金の納付が完了している受益地については、この限りではありません。

5 白地の土地について

供用開始当時、接続不可能なため賦課の対象外であった土地について、その後の開発等により下水道への接続が可能になった場合、受益者負担金がかかることになります。

白地賦課の場合は、全額一括納付になります。

6 受益者負担金の減免について

開発（宅地造成等）により、下水道（本管＋公共ます）を整備した場合、受益者負担金と工事費を相殺して、免除又は減額（差額のみ賦課）することができます。

【区域外接続について】

1 区域外接続とは

現在供用を開始している排水区域外から公共下水道に接続することをいいます。

2 対象範囲

排水区域外の土地所有・使用・占有者で、かつ該当地に隣接して公共下水道が埋設されている場合が対象となります。

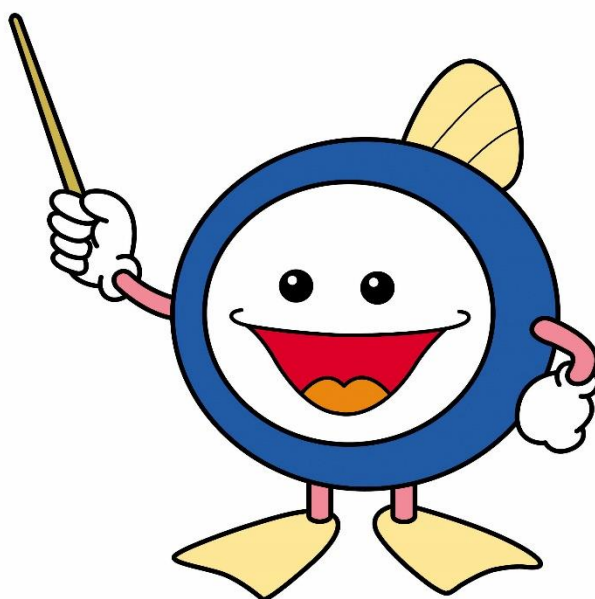
ただし、壬生処理区の場合、栃木県流域下水道管理要綱の規定に基づく、流域下水道管理者の承認を得た場合が対象となります。

3 協力金について

排水設備 1 件につき 360,000 円

4 公共ますについて

排水区域外のため、公共ますの取り出しにかかる費用は、自己負担になります。



下水道マスコットキャラクター
「スイスイ」

8 農業集落排水処理施設使用料について

農業集落排水への接続工事が完了し、検査に合格すると、農業集落排水が使えるようになります。「集落排水処理施設使用開始届」を提出していただくことにより、その時から農業集落排水処理施設使用料を納めていただくこととなります。この農業集落排水処理施設使用料は、農業集落排水処理施設の維持管理や汚水の処理費用に充てられます。

1 整備地区名

- ①上田地区
- ②中泉地区
- ③藤井地区
- ④北小林・助谷地区
- ⑤恵川地区
- ⑥黒川東部地区
- ⑦旭町・星の宮地区（整備中）

2 使用料の金額について

農業集落排水処理施設使用料は、世帯割に、使用者の人数に乗じた人員割額を加算した額となります。なお、多数の者が利用する商店、事業所における人員割については、別に定める基準（種別の計算法により算定した人数）により決定しています。1ヶ月あたりの使用料は、次のとおりです。

農業集落排水施設使用料（1ヶ月・税込）

世帯割	人員割
1世帯当たり月額 2,200円	1人当たり月額 550円

※2ヶ月分をまとめて隔月徴収させていただきます。なお、令和3年5月分からの農業集落排水使用料は、水道料金と併せて徴収されるようになります。

※使用料は、使用人数により、算定されますので、転入・転出・転居・出生・死亡等により、使用人数に変更が生じた場合には「使用水・世帯人員変更届」を提出くださいますようお願いいたします。

3 使用水・世帯人員（使用人数）について

- ・町外に住民登録しているが、農業集落排水を使用する壬生町内の住宅で生活している方は、使用人数に含まれます。
- ・壬生町内に住民登録しているが、町外の下宿・居宅・寮等で生活している方や施設等に入所の方は、使用人数に含まれません。
- ・治療・手術等による一時的入院や短期の旅行等による不在は、人数変更には該当しません。

9 浄化槽について

○浄化槽とは

浄化槽は、浄化槽法に「便所と連結してし尿及びこれと併せて雑排水（工場排水、雨水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。）を処理し、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場を有する公共下水道（以下「終末処理下水道」という。）以外に放流するための設備又は施設（第1章 第2条の1）」と規定されており、家庭用のものに限定して簡単に言えば、「生活の中で発生する汚れた水を、きれいな水にして川などに流すための装置」のことです。

人々の生活の中では、様々な理由で汚れた水が発生します。トイレから流される“し尿”だけでなく、炊事、洗濯、お風呂、洗面所などから出される生活排水も含めると、一人あたり一日に約200リットルもの汚れた水を排出していることとなります。これだけ多くの汚れた水を何も処理せずにそのまま流してしまうと、不衛生だけでなく、自然にも様々な悪影響を及ぼしてしまいます。これらの汚れた水を微生物の働きによって汚れを分解し、きれいな水に変えてから川などへ放流するための装置が浄化槽です。

○浄化槽の種類

浄化槽には、大きく分けて2つの種類があります。一つは単独処理浄化槽で、し尿（水洗トイレ）だけを処理する浄化槽です。以前は、家庭用の浄化槽といえば単独処理浄化槽が中心でしたが、浄化槽法の改正によって、平成13年4月1日以降の新設は禁止されており、現在は生産されていません。また、現在の法律では「浄化槽とみなす」と定義されており、正式には浄化槽とは言えません。そして、もう一つが、合併処理浄化槽で、し尿（水洗トイレ）とともに生活排水（台所、お風呂、洗面所、洗濯排水など）も併せて処理する浄化槽です。現在の浄化槽法では、浄化槽といえば「合併処理浄化槽」のことであると定められています。

○浄化槽の人槽区分

家庭用で使用されている浄化槽の大きさは、各メーカー共に、5人槽・7人槽・10人槽の3種類が一般的です。設置される浄化槽の大きさは、建築基準法の処理対象人員算定基準に基づいて、家の延べ床面積によって決まります。算定基準では、延べ床面積が130㎡未満は、5人槽、130㎡以上は7人槽、2世帯住宅で、両方に台所・風呂がある場合は10人槽となります。実際に使用する人数とは違います。例えば、算定基準から、延べ床面積が130㎡以上ある場合は、仮に2人家族であったとしても7人槽の浄化槽を設置する必要があります。

○浄化槽設置費補助制度について

町では、専用住宅に合併処理浄化槽（10人槽以下）を設置する方に、設置費用の一部を補助する制度があります。

<補助の対象となる方>

公共下水道や農業集落排水の整備予定のない、または、長期間整備計画のない地域に、これから専用住宅に合併処理浄化槽を設置する方。ただし、既存の合併処理浄化槽を更新・改築して合併処理浄化槽を新たに設置する場合は、対象外となります。

- ・申請する年度内に、工事を完了して町の検査に合格できる見込みの方
- ・町税の滞納がない方
- ・過去に壬生町の補助金を利用して浄化槽を整備した場所でないこと

(注意) 浄化槽を設置する場所に下水道など計画がある場合、現在供用開始されていない場合でも、補助の対象とならない場合がありますので、必ず、事前にお問い合わせください。

※専用住宅：主に居住の用に供する建物又は延べ床面積の1/2以上を居住の用に供する建物

<補助限度額>

補助の限度額は、以下の金額となります。

人槽区分	補助額
5人槽 (延べ床面積130㎡以下)	332,000円
7人槽 (延べ床面積130㎡を超えるもの)	414,000円
10人槽 (台所と浴室がそれぞれ2箇所以上ある二世帯住宅等)	548,000円

<宅内配管工事の助成について>

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に伴う宅内配管工事費について、300,000円を限度に補助します。(ただし、建て替えに伴う合併処理浄化槽への転換は対象外)

<その他>

・補助金の交付を受けたい方は、書類審査等がありますので、必ず工事着手前に申請してください。補助対象は未着工のものに限ります。また、申請書受理後に町職員が行う現地確認時に着工していた場合は、補助金は交付されませんので、ご注意ください。

・この補助制度に関する申請などについては、申請書など(補助金交付申請書・チェックリスト・誓約書)の記入や添付書類の収集に専門的知識が必要なため、設置工事や設置後維持管理を依頼される業者などにご相談ください。

・浄化槽設置に関すること(人槽・補助の対象地区など)や、補助制度の詳細、具体的な手続きは、下水道課までお問い合わせください。

壬生町下水道排水設備指定工事店一覧表

No.	工事店名	代表者	〒	住所	TEL
1	株式会社 水井	水井 正行	321-0225	壬生町本丸2丁目15番59号	82-1165
2	有限会社 清水金物店	清水 寿志	321-0226	壬生町中央町16番3号	82-0312
3	大淵工業株式会社	大淵 剛	321-0216	壬生町大字壬生丁130番地	82-0583
5	伊藤工業有限会社	伊藤 彰彦	321-0228	壬生町大師町6番41号	82-0672
6	小林工業有限会社	小林 浩	321-0201	壬生町大字安塚1029番地	86-0164
7	小田垣総合設備株式会社	小田垣 喜義	321-0225	壬生町本丸2丁目25番9号	82-0034
9	有限会社 松本管工設備	松本 裕一	321-0223	壬生町元町8番24号	82-0877
10	有限会社 斎藤設備工業	斎藤 善実	321-0203	壬生町幸町2丁目20番5号	86-1336
11	壬生管工	寺崎 三次	321-0214	壬生町大字壬生甲2323番地	82-3933
12	有限会社 東武住宅機器	武関 鋳郎	321-0201	壬生町大字安塚3343番地32	82-6620
13	竣工設備工業株式会社	渡邊 俊夫	321-0225	壬生町本丸2丁目25番7号	82-3503
14	有限会社 馬場鑿泉工業	橋本 敏幸	321-0221	壬生町大字藤井130番地	82-2265
15	布施木設備	布施木 利之	321-0221	壬生町大字藤井245番地3	82-5521
16	有限会社 オノザキリビングサービス	小野崎 義雄	321-0201	壬生町大字安塚924番地6	86-0894
17	大橋電気商会	大橋 薫	321-0214	壬生町大字壬生甲3187番地3	82-1519
18	株式会社 江田創設	江田 久雄	321-0235	壬生町大字七ツ石793番地	82-1021
20	小林設備有限会社	小林 雅雄	321-0203	壬生町幸町4丁目2番13号	86-2932
21	アーク住設有限会社	伊藤 重男	321-0157	宇都宮市幕田町1047-2	028-684-3311
22	株式会社 長工業	関口 芳衛	323-0012	小山市大字羽川484-4	0285-22-4804
23	株式会社 大森設備工業	黒川 平	321-0107	宇都宮市江曾島3-798	028-658-4100
24	有限会社 進光	谷中 隆夫	320-0852	宇都宮市下砥上町882-12	028-659-6241
27	岡田設備工業有限会社	岡田 典子	321-0152	宇都宮市西川田町933-9	028-658-1134
28	株式会社 末広	上野 均	321-4364	真岡市長田四丁目3番地3	0285-82-8235
30	有限会社 坂本電機設備工業	坂本 道男	329-0433	下野市緑2-3290-16	0285-44-1143
31	株式会社 青木設備工業	青木 薫	322-0023	鹿沼市幸町1-6-30	0289-65-1128
32	株式会社 小牧工業	小牧 伸敏	321-0162	宇都宮市江曾島町1146-2	028-658-1756
33	大塚産業株式会社	大塚 守	320-0856	宇都宮市砥上町350-18	028-648-1518

34	株式会社 渡辺管工	渡辺 美智子	329-0206	小山市東間々田 2-20-47	0285-45-0326
35	大洋設備株式会社	福田 勇士	323-0004	小山市大字島田 101-1	0285-37-0896
36	株式会社 広野冷熱工業	伊藤 康行	320-0075	宇都宮市宝木本町 1140-70	028-665-3356
38	株式会社 イマデン	大栗 悦夫	321-1273	日光市吉沢 410-6	0288-22-1770
40	株式会社 トチナン	猪瀬 修	329-0214	小山市大字乙女 1339	0285-45-8352
42	有限会社 大垣	大垣 成男	329-0511	下野市石橋 597-9	0285-53-0871
44	有限会社 エムワイ設備工業	北條 敦史	320-0862	宇都宮市西原 2-2-9	028-634-4716
45	有限会社 栃木屋	猪野 弘義	329-0611	上三川町大字上三川 1338	0285-56-2117
50	株式会社 川田組	川田 一之	322-0026	鹿沼市茂呂 2539-5	0289-76-1310
51	Y設備	横山 寛	321-0904	宇都宮市陽東 1-8-27	028-661-8210
52	有限会社 水工設備	川越 幸康	323-0811	小山市犬塚七丁目 20-1	0285-27-3922
53	小平住設有限会社	小平 幸弘	329-0504	下野市上台 453-23	0285-53-6891
54	有限会社 森田溶設	森田 武夫	321-0207	壬生町大字北小林 111 番地	86-4003
55	有限会社 大島設備工業	大島 紀之	322-0026	鹿沼市茂呂 2495-18	0289-64-3131
57	有限会社 日野設備管工	日野 隆司	328-0015	栃木市万町 29-22	0282-22-4774
58	有限会社 大島設備	大島 義和	329-0516	下野市下古山 690 番地 1	0285-53-6503
59	若目田設備有限会社	若目田 研一	321-3235	宇都宮市鑑山町 622-1	028-670-6400
61	株式会社 コポリライフ	小堀 昌宏	320-0011	宇都宮市富士見が丘 3-26-5	028-627-4139
63	株式会社 共栄配管	阿久津 宏志	321-0151	宇都宮市西川田町 6-2	028-658-0502
64	有限会社 関根総合設備	関根 信行	328-0068	栃木市大皆川町 426-1	0282-22-1937
66	有限会社 大前設備	柳田 泰宏	323-1101	栃木市藤岡町大前 39-1	0282-62-3173
67	福田すいどう有限会社	福田 幹代枝	321-0158	宇都宮市西川田本町四丁目 3 番 12 号	028-659-8285
69	株式会社 新栄設備工業	渡辺 重夫	321-0138	宇都宮市兵庫塚 2-9-1	028-654-2297
70	株式会社 福富	福富 隆夫	321-0146	宇都宮市富士見町 2 番 14 号	028-653-0200
71	有限会社 平成スマイル設備工業	渡辺 利男	321-0166	宇都宮市今宮二丁目 17 番 1 号	028-645-9671
72	株式会社 星野工業	星野 良成	321-0346	宇都宮市下荒針町 3586 番地	028-648-2205
76	入江工業	入江 秀行	328-0027	栃木市今泉町一丁目 20 番 34 号	0282-25-2466
77	株式会社 山中設備工業	山中 聡	329-4412	栃木市大平町北武井 498 番地 2	0282-23-3719
78	有限会社 タケシ工業	山本 猛	323-0827	小山市大字神鳥谷 291 番地 1	0285-23-3592
79	有限会社 総合住宅設備	鈴木 義夫	320-0857	宇都宮市鶴田町二丁目 16 番 2 号	028-648-4160

80	株式会社 大木組	大木 敬	328-0071	栃木市大町 18 番 12 号	0282-24-1234
83	有限会社 マルキ設備農機具	渡邊 喜一郎	329-0412	下野市柴 7 番地 7	0285-44-2377
86	有限会社 かまひこ工業	木村 真人	320-0827	宇都宮市花房一丁目 13 番 15 号	028-307-7981
87	有限会社 サトー設備	佐藤 庄二	321-0206	壬生町あけぼの町 1 番 18 号	86-5677
89	有限会社 ハンダ設備	半田 邦昭	321-0976	宇都宮市岩本町 465-2	028-624-8439
90	横山工業株式会社	横山 庸	321-0906	宇都宮市中久保 1-10-15	028-661-0015
91	高全工業有限会社	小出 高幸	321-0123	宇都宮市東谷町 84-6	028-655-2321
92	株式会社 植竹設備工業	植竹 孝	321-0982	宇都宮市御幸ヶ原町 136-34	028-661-5517
93	有限会社 木屋	長 康史	329-0511	下野市石橋 420	0285-53-0107
94	株式会社 創設エンジニアリング	新井 博	321-0233	壬生町大字助谷 2744 番地	86-3240
95	コウエイ工業株式会社	吉田 宗司	329-0512	下野市花の木 1-2-4	0285-53-1883
96	牧野農機	牧野 章朔	322-0603	栃木市西方町本郷 544	0282-92-2472
97	株式会社 キクチ	菊地 貴志	322-0015	鹿沼市上石川 1477	0289-76-2013
100	株式会社 西浦工業	西浦 三喜男	320-0851	宇都宮市鶴田町 217-11	028-648-4128
101	株式会社 中山設備機器	中山 貴文	323-0806	小山市大字中久喜 198	0285-22-1865
102	株式会社 中央環境プラント	笠倉 俊一	321-0963	宇都宮市南大通り 1-8-6	028-637-1670
109	有限会社 トーセツ	東條 正之	328-0123	栃木市川原田町 298-6	0282-22-8648
110	株式会社 須賀建設	須賀 修一	323-0068	小山市大字下初田 1011	0285-37-1059
111	株式会社 ユタカ設備工業	小林 一豊	323-1106	栃木市藤岡町都賀 459	0282-62-4781
114	石原設備工業	石原 武嗣	321-0211	壬生町大字国谷 2003 番地 1	81-2701
115	有限会社 関口設備工業	関口 和嗣	328-0061	栃木市新井町 675	0282-24-2325
116	協進設備工業株式会社	鈴木 民雄	320-0844	宇都宮市菊水町 14-10	028-633-8381
117	有限会社 増茂工業	増茂 秀幸	328-0134	栃木市宮町 348-3	0282-31-0193
118	有限会社 山商	山口 昭彦	328-0034	栃木県栃木市本町 3-21	0282-22-2864
119	有限会社 湯沢設備工業	湯澤 正実	320-0075	宇都宮市宝木本町 1477-19	028-665-0256
120	有限会社 片庭設備	片庭 清敬	329-4424	栃木市大平町伯仲 1713-1	0282-43-4059
122	橋本さく泉有限会社	橋本 康成	321-0224	壬生町表町 19 番 11 号	82-2541
124	株式会社 篠原総合設備	篠原 誠一	321-0346	宇都宮市下荒針町 3588-5	028-648-3306
126	株式会社 大川勝平商店	大川 勝規	322-0305	鹿沼市口粟野 1645 番地	0289-85-2185
127	有限会社 日向野設備工業	日向野 忠士	328-0017	栃木市錦町 7 番 10 号	0282-22-3349

131	有限会社 明和設備工業	小沢 明	329-0611	上三川町大字上三川 4799 番地 1	0285-56-2239
132	株式会社 菊地設備工業	菊地 伴和	321-0903	宇都宮市下平出町 161 番地 1	028-666-5469
134	株式会社 シンエイ企業	渋谷 知則	321-0931	宇都宮市平松町 871 番地 4	028-636-4339
136	株式会社 柳田商会	柳田 正喜	329-0617	上三川町大字上蒲生 23 番地	0285-56-2162
137	有限会社 野州設備工業	蓼沼 利一	328-0011	栃木市大宮 2290-13	0282-27-3118
140	東栄設備工業株式会社	黒澤 佳樹	321-0962	宇都宮市今泉町 445	028-621-8370
141	細谷設備工業	細谷 努	321-4341	真岡市高勢町 2-248-4	0285-82-8766
142	株式会社 ヒタチ設備	武井 正浩	323-0022	小山市駅東通り 2-35-10	0285-25-0882
143	株式会社 石川工業	石川 稔	321-0914	宇都宮市下桑島町 1097-4	028-612-1838
144	株式会社 鮫島工業	鮫島 守	321-2336	日光市荊沢 599	0288-22-0448
145	有限会社 セキネ設備工業	関根 正宏	328-0104	栃木市都賀町木 347-2	0282-27-7005
146	有限会社 グットライフ	松本 正	329-0212	小山市大字平和 236-1	0285-45-8087
147	株式会社 サルカン	猿山 正和	329-4422	栃木市大平町榎本 919-1	0282-43-6191
148	有限会社 神田設備	神田 昭如	329-0511	下野市石橋 953-1	0285-53-2885
149	有限会社 キクチ設備工業	菊地 二三房	320-0065	宇都宮市駒生町 1811-9	028-652-0354
150	有限会社 上野管工	上野 光男	328-0017	栃木市錦町 11-22	0282-22-1620
152	株式会社 タイホー	小林 肇	321-2344	日光市猪倉 3507-167	0288-26-5556
153	有限会社 高工設備工業	高工 庄太郎	320-0066	宇都宮市新里町丁 1182-8	028-655-0843
156	株式会社 青和	松川 武嗣	321-0104	宇都宮市台新田 1-18-4	028-659-1112
157	早乙女設備工業	早乙女 正夫	322-0604	栃木市西方町元 45 番地	0282-92-8251
158	株式会社 倉持工業	倉持 基	320-0837	宇都宮市弥生一丁目 10 番 5 号	028-634-0414
159	株式会社 フジコー	高橋 伸之	320-0835	宇都宮市宮原四丁目 2 番 19 号	028-680-5760
161	株式会社 輝工業	黒崎 治英	321-0982	宇都宮市御幸ヶ原町 34 番地 4	028-663-3232
162	有限会社 タテノ	釜井 孝明	329-0414	下野市小金井 132	0285-44-0277
163	有限会社 鈴木康設備工業	鈴木 康史	321-0911	宇都宮市問屋町 3426-46	028-656-5485
164	株式会社 横山設備	横山 昌広	322-0015	鹿沼市茂呂 2509 番地 5	0289-74-7605
165	有限会社 藤沢設備工業	藤沢 浩愛	321-4341	真岡市高勢町 3-115	0285-84-1689
166	株式会社 大垣設備	大垣 和久	327-0307	佐野市岩崎町 765-1	0283-61-0225
171	株式会社 三友設備工業	渡邊 一恵	321-2118	宇都宮市新里町丁 345-2	028-665-0038
173	大産企業株式会社	宅本 浩希	321-0942	宇都宮市峰 1-17-23	028-636-2655

174	有限会社 高久設備	高久 靖男	328-0132	栃木市仲方町 141-14	0282-31-1070
175	双進設備工業有限会社	岡田 志郎	321-0018	宇都宮市古田町 714-2	028-672-1363
177	株式会社 萩野電気	萩野 栄一	327-0501	佐野市葛生東 2-3-16	0283-85-2130
178	株式会社 栃木日化サービス両毛営業所	根岸 正男	329-4421	栃木市大平町西野田 427-3	0282-43-1516
179	有限会社 総和住設	古木 宏幸	329-1232	塩谷郡高根沢町光陽台 3-12-3	028-680-1153
180	株式会社 阿久津設備	阿久津 哲也	321-0345	宇都宮市大谷町 1396 番地 15	028-601-1702
181	池田設備工業株式会社	池田 富雄	321-4345	真岡市寺内 1432 番地 2	0285-84-5259
182	山さく建工株式会社	山中 康裕	323-0818	小山市大字塚崎 1414 番地	0285-27-1071
183	柏建設株式会社	柏村 友宣	321-0102	宇都宮市江曾島町 1301 番地 3	028-612-3064
184	イシダ工業	石田 政由紀	321-4322	真岡市東大島 1129	0285-85-0748
185	しもつけ設備株式会社	菌部 一雄	329-0432	下野市仁良川 1571 番地 45	0285-39-6359
186	株式会社 いなば住設	稲葉 幸男	329-0413	下野市駅東四丁目 7-31	0285-39-6915
187	秋沢汽缶工業所	秋澤 幸雄	322-0044	鹿沼市鳥居跡町 1422	0289-62-3924
188	株式会社 東芳リビングプランガイド	猪口 又雄	321-3425	芳賀郡市貝町大字多田羅 465-1	0285-68-1386
189	落合産業株式会社	落合 希好	328-0024	栃木市樋ノ口町 54-6	0282-23-8823
190	安生設備工業	安生 勇	322-0075	鹿沼市下日向 412-1	0289-63-2496
191	有限会社 桧山工業	檜山 和行	321-3321	芳賀町大字下高根沢 3959-3	028-677-4648
192	有限会社 田村設備工業	田村 栄	321-4412	真岡市堀内 928	0285-82-6432
193	北斗管工株式会社	中村 敬生	321-0145	宇都宮市茂原 2-12-28	028-653-7391
194	坂本水道工事店	坂本 宣夫	320-0022	宇都宮市千波町 17-8	028-622-1468
195	株式会社 リメイククラフト	高工 弘光	320-0065	宇都宮市駒生町 1782-11	028-680-6377
196	株式会社 T-プラント	田崎 陽介	321-0914	宇都宮市下桑島町 1130 番地 5	028-616-3665
197	株式会社 クラシアン	鈴木 一也	320-0832	宇都宮市日の出 1-11-1	028-639-5611
198	有限会社 上野設備工業	上野 昌孝	328-0043	栃木市境町 23-9	0282-23-2411
199	有限会社 見目設備工業	見目 正則	329-1217	高根沢町大字太田 1242 番地	028-676-1926
200	株式会社 オノザワ設備	斧澤 武雄	329-4309	栃木市岩舟町量岡 391 番地 2	0282-55-4838
201	株式会社 スガマタ	小野澤 康	329-0511	下野市石橋 839 番地 3	0285-53-2580
202	西村工業	西村 誠	329-0412	下野市柴 122 番地 6	0285-40-5944
203	株式会社 五光設備	早乙女 晃久	322-0015	鹿沼市上石川 347 番地 3	0289-76-1630
204	合同会社 和	持田 和久	321-0132	宇都宮市雀の宮 7 丁目 23 番 12 号	090-4383-0753

205	アイファースト株式会社	船山 尚哉	320-0071	宇都宮市野沢町 366 番地 4	028-678-3700
206	株式会社 令和水工	赤荻 大輔	320-0855	宇都宮市上欠町 1287 番地 70	028-612-8209
207	有限会社 益子ポンプ店	益子 榮壽	324-0613	那須郡那珂川町馬頭 2558 番地 55	0287-92-2977

<お問い合わせ先>

壬生町役場建設部下水道課

〒321-0292

栃木県下都賀郡壬生町通町 12 番 22 号

電話 0282-81-1858

FAX 0282-82-8252